

『THE OMOTENASHI』（無料トライアル）

本『THE OMOTENASHI』契約（以下「本契約」といいます）は、お客様による本サービスの無料トライアルに適用されます。

お客様が、WEB上ページ上の本契約の承諾を示すBOXをクリックすることによって本契約を承諾した場合、お客様は、本契約の条件に同意したことになります。お客様が、会社その他の法人組織を代表して本契約を締結している場合には、お客様は、以下の条件に関して当該法人及びその関係会社を、本契約により拘束する権限を有することを表明したこととなります。その場合には、「お客様」又は「お客様の」という用語は、当該法人又はその関係会社を言うものとします。お客様がそのような権限を有しない場合、又は本契約に同意されない場合には、本契約を承諾してはならず、本サービスを利用することはできません。

お客様が当社の直接の競合者である場合には、本サービスにアクセスすることはできません。また、お客様は、本サービスの可用性、性能、機能の測定、その他のベンチマークの目的、又は競合目的のためには、本サービスにアクセスすることができません。

本契約の最終更新日は、2014年10月06日です。本契約は、お客様が本契約を承諾した日付で、お客様と当社間において有効となります。

目次

1. 定義
2. SFDCとの関係
3. 有料サービス
4. 本サービスの利用
6. お客様が実施する、本サービスのカスタマイゼーション
7. ソフトウェアの更新
8. 財産権
9. 秘密保持
10. 保証及び免責
12. 相互の補償
11. 責任の限定
12. 契約期間及び解約
13. 一般条項

1. 定義

「**関係会社**」とは、直接もしくは間接に対象となる法人を支配する法人、もしくは当該法人に支配される法人、又は当該法人と共通の支配下にある法人を意味します。この定義における「支配」とは、直接又は間接に、当該法人の議決権の 50%を超える持分を所有又は管理していることを意味します。

OM1.0.2.2

「**悪質なコード**」とは、ウィルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬及びその他の有害又は悪質なコード、ファイル、スクリプト、エージェント又はプログラムを意味します。

「**無料トライアル**」とは、お客様による本サービスの購入前に、お客様の利用目的や利用環境などに適合するか及びその他の条件の確認のために無料で利用する試使用をいいます。

「**有料サービス**」とは、お客様又はお客様の関係会社が別途締結する、『THE OMOTENASHI』・サブスクリプション契約(有料サービス)に基づき購入する本サービスを意味します。無料トライアルに従って提供される本サービスとは区別されるものを意味します。

「**本サービス**」とは、当社が<http://www.omotenashi-pms.com/>又はその他のユーザガイドの記述に従って指定されたウェブサイト経由で提供するオンライン、ウェブベースのアプリケーション及びプラットフォームで、お客様に提供する無料トライアルを意味します。

「**サブスクリプション**」とは、お客様が当社から購入する、本ユーザが本サービスを一定の期間内において利用できる使用権を意味します。

「**ユーザガイド**」とは、<http://www.omotenashi-pms.com/>の「ツール」の「User Guide」で、随時更新されるものを意味します。お客様は、以下の第3条(無料トライアル)に記載された無料トライアル期間中、ユーザガイドを検討する機会があったことを認めることとします。

「**本ユーザ**」とは、お客様が本サービスを利用することを承認した個人であり、その者のために本サービスのサブスクリプションが購入され、お客様(又はお客様の要請に従って当社)がユーザID及びパスワードを付与した者を意味します。本ユーザには、お客様の従業員、コンサルタント、受託者及び代理人、又はお客様が取引を行う第三者が含まれますが、それらだけに限定されません。

「**当社**」とは、201301, India Net Paradigm, A-38K, Sector 64, Noidaに主たる事業所を有する企業、Astrea IT Service, pvt, Ltdを意味します。

「**SFDC**」とは、The Landmark @ One Market, Suite 300, San Francisco, in, 94105, United States CAに主たる事業所を有する企業、Salesforce.com, inc.を意味します。

「**お客様**」とは、お客様が、当該組織のために本契約を受諾している会社又は法人組織、及び本契約を参照した会社又は法人の関係会社を意味します。

「**顧客データ**」とは、お客様が本サービスに保存するすべての電子的なデータ及び情報を意味します。

2. SFDCとの関係

本サービスは SFDC の salesforce OEM パートナー契約に基づき SFDC プラットフォームと結合して動作するアプリケーションです。本サービスと結合した SFDC プラットフォームの利用に関しては別途、添付1. SFDC サービス契約を合意することが必要です。

OM1.0.23

3. 無料トライアル

当社は、お客様に5ライセンス分の期間を限定した本サービスを無料トライアルでご提供することとします。当該トライアル期間は (a) お客様が本契約を承諾した日から、トライアル登録のウェブページに記載された期間の満了日又は (b) お客様が注文した有料サービスの開始日 の何れか早く到来する日まで継続します。追加のトライアルの条件が、トライアル登録のウェブページに掲載されている場合があります。当該追加の条件は、ここで参照することによって本契約に組み込まれ、法的拘束力を有するものとなります。お客様の無料トライアル期間中に、お客様が本サービスに入力する全てのデータ、及びお客様が実施し、又はお客様のために実施される本サービスの全てのカスタマイゼーションは、お客様が、トライアル期間の終了前に、当該トライアルの対象であるものと同じか、もしくはアップグレードされた本サービスの有料サービスのサブスクリプションを購入するか、又は当該データをエクスポートしない限り、回復不能な方法により消去されます。

無料トライアル期間中、本サービスはいかなる保証も伴わない「現状有姿」で提供されます。

トライアル期間中にユーザガイド及び『THE OMOTENASHI』サブスクリプション契約(有料サービス)をご検討頂き、本サービスをご購入頂く前に、その特徴及び機能についてよくご理解ください。

お客様が、無料トライアルを終了して継続的に有料サービスをご利用いただく場合には、当社にご連絡いただき、別途、『THE OMOTENASHI』サブスクリプション契約(有料サービス)を締結いただく必要があります。有料サービスの申し込み連絡先と『THE OMOTENASHI』サブスクリプション契約(有料サービス)は<http://www.omotenashi-pms.com/>から確認できます。

4. 本サービスの利用

4.1. お客様の責任。お客様は、以下の責任を負うものとします。(i) 本ユーザの本契約の遵守について責任を負うこと (ii) 顧客データの合法性、及びお客様が顧客データを取得した方法について全責任を負うこと (iii) 本サービスの不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行い、不正アクセス又は不正利用を発見したときには、速やかに当社に通知すること (iv) 本サービスをユーザガイド並びに適用ある法令及び政府規制に従ってのみ利用すること。お客様は、以下のことを行わないものとします。(a) 本サービスを本ユーザ以外の者に利用させること (b) 本サービスを販売、再販、賃貸又はリースすること (c) 本サービスを、権利侵害、名誉毀損その他の違法もしくは不法な内容、又は第三者のプライバシーの権利を侵害する内容を保存もしくは送信するために利用すること (d) 本サービスを、悪質なコードを保存もしくは送信するために利用すること (e) 本サービス又は本サービスに含まれる第三者のデータの完全性又は性能を妨害又は混乱させること (f) 本サービス又はそれに関連するシステムもしくはネットワークに対する不正アクセスを試みること。

4.2. 利用制限。本サービスは、例えば、お客様がディスク容量や対外的なアプリケーションプログラミングインターフェースに対して許可されるコール数の限定を含むがそれに限定されない、制限を受ける場合があります。そのような制限は、ユーザガイドに定められています。

OM1.0.2 4

6. お客様が実施する、本サービスのカスタマイゼーション

お客様が本サービスと共に使用するために、お客様が作成したアプリケーションやオブジェクト及びオリジナルのレポートを作成した場合、本サービスとの相互運用に必要な顧客データにアクセスできるようにすることを認めることとします。当社は、そのようなアクセスに起因する顧客データの開示、改変又は消去について責任を負わないものとします。

7. ソフトウェアの更新

7.1 お客様が使用する本サービスは、随時<http://www.omotenashi-pms.com/>又はその他のユーザガイドの記述に従って指定されたウェブサイト経由で更新をダウンロード、インストールすることがあります。これらの更新は、本サービスを改善し、拡張し、かつさらに発展させるように設計されており、バグの修正、拡張機能、新規ソフトウェア モジュールおよび完全に新しいバージョンの形式をとる場合があります。お客様は、ご自身による本サービスの利用の一環として上記更新を受け取ることおよびAstrea IT Serviceが上記をお客様に提供することを許可することに同意するものとします。

7.2 前項にも関わらず、お客様は本ソフトウェアの更新によりお客様の環境に影響を与えることを認めることとします。本ソフトウェアの更新がお客様の環境及び目的に合致するか否か、お客様ご自身の判断でインストールするものとします。

8. 財産権

8.1. 権利の留保。本契約に基づき明示的に許諾された限定的な権利を条件として、当社は本サービスに関する全ての権利及び利益(全ての関連する知的財産権を含みます)を留保します。当社は、本契約に明示的に規定される場合を除き、本契約に基づき、お客様にいかなる権利も許諾するものではありません。

8.2. 制限事項。お客様は、以下のことを行わないものとします。(i) 本契約で認められた場合を除き、第三者に本サービスへのアクセスを許すこと (ii) 本サービスに基づく派生物を作成すること (iii) 本サービスの一部又はそのコンテンツを複製、フレーム又はミラーすること。但し、お客様自身のイントラネット上に複製もしくはフレームする場合、又はその他お客様自身の内部事業目的での複製もしくはフレームは除きます。(iv) 本サービスのリバースエンジニアリングをすること (v) 以下の目的のために本サービスにアクセスすること (a) 競合する製品もしくはサービスの開発 (b) 本サービスの特徴、機能もしくはグラフィックスのコピー。

8.3. 顧客データの帰属。お客様と当社の間では、お客様のみが、全ての顧客データについてのあらゆる権利及び利益を所有しています。

OM1.0.2 5

8.4. 提案。当社は、お客様(本ユーザを含みます)が、本サービスの運用に関して提供するすべての提案、改善の要請、提言又はその他のフィードバックを利用し、又は本サービスに組み込むことができる、無償、全世界的、譲渡可能、サブライセンス可、取消不能の永続的ライセンスを有するものとします。

9. 秘密保持

9.1. 秘密情報の定義。本契約において使用される場合、「秘密情報」とは、一方当事者(以下「開示者」といいます)が他方当事者(以下「受領者」といいます)に、口頭又は書面で開示する全ての秘密の情報であつて、秘密であると指定されたもの、又は情報の性質及び開示の状況から合理的に秘密であると理解されるものを意味します。お客様の秘密情報には顧客データが含まれるものとし、当社の秘密情報には、本サービスが含まれるものとします。また各当事者の秘密情報には、本契約の条件、並びに当該当事者が開示する、事業・マーケティング計画、テクノロジ・技術情報、製品の計画・設計、ビジネスプロセスが含まれるものとします。但し、秘密情報(顧客データを除きます)には、以下の情報は含まれないものとします。(i) 開示者に対する義務違反なく、公知であるか又は公知となった情報 (ii) 開示者に対する義務違反なく、開示者による情報開示前に受領者が知得していた情報、(iii) 開示者に対する義務違反なく、受領者が第三者から受領する情報 (iv) 受領者が独自に開発した情報。

9.2. 秘密情報の保護。開示者が書面で別段の許可をした場合を除き、(i) 受領者は、開示者の秘密情報を、善良な管理者の注意義務をもって、本契約の範囲外の目的のために開示又は利用されないようにするものとし、(ii) 受領者は、開示者の秘密情報へのアクセスを、本契約の主旨に合致した目的のためにアクセスする必要がある自己の従業員、受託者及び代理人に限定するものとし、それらの者に、本条に定めるものを下回らない保護について定める、受領者との秘密保持契約に同意させるものとします。

9.3. 顧客データの保護。上記に限定されず、当社は、顧客データの安全性、秘密性及び完全性を保護するために適切な管理上、物理的及び技術的な安全保護措置を維持するものとします。当社は、以下のことを行わないものとします。(a) 顧客データを改変すること (b) 顧客データを開示すること。但し、9.4項(開示の強制)に従って法令により強制される場合、又はお客様から書面で明示的に許可された場合はこの限りではありません。(c) 顧客データにアクセスすること。但し、本サービスを提供するため、又はサービスもしくは技術上の問題の防止もしくはその対応のため、又はカスタマサポート上の問題に関連してお客様に要請された場合は、この限りではありません。

9.4. 開示の強制。受領者は、法令により強制される場合には、開示者の秘密情報を開示することができます。但し、受領者は、当該開示の強制について、開示者に事前の通知を行うものとし(法的に許容される限度で)、開示者が開示に異議を唱えることを望む場合には、開示者の費用で、合理的な援助を開示者に与えるものとします。受領者が、開示者が当事者である民事手続の一部として、法令により開示者の秘密情報の開示を強制される場合は、開示者は、受領者に当該秘密情報を収集して、安全なアクセスを提供するための受領者の合理的な費用を弁済することとします。

10. 保証及び免責

OM1.0.2 6

10.1. 免責。本サービスは「現状有姿」で提供され、本契約に明示的に規定されている場合を除き、何れの当事者も、明示的か黙示的か、法令又はそれ以外に基づくものであるかを問わず、いかなる種類の保証も行いません。各当事者は、特に、商品性、特定目的への適合性を含む全ての黙示の保証を、適用ある法令により許される最大限において否認します。

11. 責任の限定

11.1. 責任の限定。いかなる場合も、本契約に起因し又は本契約に関連する何れかの当事者の責任の総額は、契約責任、不法行為責任、又はその他の責任理論に基づくものを問わず、本契約に基づきお客様が支払った合計金額を超えないものとし、1件の事故に関しては当該事故の前12ヶ月間に本契約に基づきお客様が支払った金額の何れか少ない方の金額を超えないものとします。

11.2. 結果的損害及び関連損害の免責。何れの当事者も、相手方に対して、いかなる逸失利益もしくは逸失収益、又は間接、特別、偶発的、結果的、補填又は懲罰的損害についても、原因の如何を問わず、契約、不法行為又はいかなる責任の理論に基づく場合でも、またその当事者が当該損害の可能性を告げられていた場合であっても、責任を負わないものとします。上記の免責は、適用ある法令によって禁じられている場合には、適用されないものとします。

12. 契約期間及び解約

12.1. 契約期間。本契約は、お客様が本契約を承諾した日に発効し、本契約に従って許諾された無料トライアル期間の満了又は解約又は別途締結する、『THE OMOTENASHI』・サブスクリプション契約(有料サービス)に基づき購入するサブスクリプションが発効されるまで存続します。

12.2. 解約事由。一方当事者は、以下の場合には、本契約を解約することができます。(i) 相手方に、重大な違反について30日の期限を定めた書面の通知を行い、当該違反が、当該期間の満了時においても是正されていない場合 (ii) 相手方が、破産又は支払停止、管財人による財産管理、清算、債権者への財産譲渡に関するその他の手続きについての申し立ての対象となった場合。

12.3. 存続条項。第8条(有料サービスの料金及び支払い)、第8条(財産権)、第9条(秘密保持)、10.1項(免責)、第11条(責任の限定)、及び第13条(一般条項)は、本契約の解約又は満了後も存続するものとします。

13. 一般条項

13.1. 輸出法の遵守。各当事者は、日本、米国及びその他の本サービスが提供又は利用されている国の輸出法令を遵守するものとします。

13.2. 両当事者の関係。両当事者は独立した契約者です。本契約は、当事者間に組合、フランチャイズ、合併事業、代理、信託又は雇用の関係を創設するものではありません。

OM1.0.2 7

13.3. 第三受益者の不存在。本契約には、添付1. SFDCサービス契約にあるものを除き第三受益者は存在しません。

13.5. 放棄及び累加的救済方法。何れかの当事者が、本契約に基づく何れかの権利を行使せず、又は行使が遅滞した場合でも、それらは当該権利の放棄を構成しないものとします。本契約に明示的に定める場合を除き、本契約に規定された救済は、当事者のその他の法令による救済手段に限定されるものでなく、それらに追加されるものです。

13.6. 可分性。本契約の何れかの規定が管轄権を有する裁判所により法令に反するものと判断された場合には、その規定は、裁判所によって修正され、法令により許される最大限まで、元の規定の目的を最もよく達成できるよう解釈されるものとし、本契約のその他の規定は有効に存続するものとします。

13.9. 準拠法。本契約及び本契約に起因又は関連する紛争は、抵触法の原則に拘わらず、アメリカ法に準拠するものとします。

13.11. 完全合意。本契約(全ての本契約の別紙、添付書類を含みます)は、両当事者間の完全な合意を構成し、書面か口頭かに拘わらず、本契約の目的事項に関する全ての従前又は同時期の合意、提案又は表明に優先します。本契約の何れかの規定の修正、変更又は放棄は、当該修正、変更又は放棄の主張を受ける側の当事者が署名もしくは記名捺印し、又は電子的に承諾した書面によらなければ無効であるものとします。但し、本契約の本文と本契約の別紙もしくは添付書類、との間に齟齬又は矛盾がある場合には、当該別紙、添付書類の条件が優先するものとします。

OM1.0.2 8

添付1 – SFDCサービス契約

「**AppExchange**」とは<http://www.salesforce.com/apexchange> 又はその後継のウェブサイトに掲示されている、SFDC サービスと相互運用するアプリケーションのオンラインディレクトリをいいます。

「**本パートナー**」とは、Astrea IT Services, Pvt, Ltd.をいいます。

「**本パートナーアプリケーション**」とは、THE OMOTENASHIをいいます。

「**本プラットフォーム**」とは、SFDCが、本パートナーの本パートナーアプリケーションの本顧客への提供に関連して、本パートナーに提供するオンライン、ウェブベースのプラットフォームサービスをいいます。

「**SFDCサービス**」とは、<http://www.salesforce.com/> 又はその他の指定されたウェブサイト経由で公衆に一般に提供されるオンライン、ウェブベースのアプリケーション及びプラットフォームサービスをいい、関連するオフラインのコンポーネントを含みますが、AppExchangeのアプリケーションは含まれません。

「**サブスクリプション**」とは、お客様が本パートナーから購入する、本ユーザが本サービスを一定の期間内において利用できる権利をいいます。

「**SFDC**」とは、株式会社セールスフォース・ドットコムをいいます。

「**本ユーザ**」とは、お客様が、当該本ユーザのために購入されている本パートナーアプリケーションのサブスクリプションの結果として、このSFDCサービス契約に定める諸条件に従って本サービスを利用することを承認したお客様の従業員、代表者、コンサルタント、受託者又は代理人であり、お客様（又はお客様の要請に従ってSFDC又は本パートナー）がユーザID及びパスワードを付与した者をいいます。

「**お客様**」又は「**本顧客**」とは、本パートナーが求めるその他の条件と共に、このSFDCサービス契約に定める諸条件に従って、本パートナーアプリケーションを利用するサブスクリプションを購入する契約を締結したお客様の法人組織をいいます。

「**本顧客データ**」とは、お客様が本サービスに保存する（かつ本サービスに常駐している限りにおいて）すべての電子的なデータ及び情報をいいます。

1. サービスの利用

(a) 本パートナーアプリケーションの各サブスクリプションによって、本ユーザ 1 名に、本パートナーが求めるその他の条件と共に、この SFDC サービス契約に定める諸条件に従って、本パートナーアプリケーションを経由して本サービスを利用する権利が付与されるものとします。サブスクリプションは、2 名以上の本ユーザによって共有又は使用することはできません（但し、随時、お客様との雇用関係を終了し、又はその他の職位、職能の異動によって本サービスの使用を要しなくなった従前の本ユーザと交替する新規の本ユーザに改めて割り当てることができます）。明確化のために、お客様の本契約に基づき本プラットフォームを利用するサブスクリプションには、SFDC サービスを利用できるサブスクリプションは含まれないものとします。お客様が SFDC サービス又はその機能若しくはサービスの何れかを利用すること、又はお客様の本パートナーがお客様に提供した形態の本パートナーアプリケーションで参照できるものを超える追加のカスタムオブジェクトを作成若しくは利用することを望む場合には、当該サービスのために www.salesforce.com/ を参照して、SFDC に直接ご連絡ください。本パートナーアプリケーションにアクセスすることによって、お客様が SFDC サービス全般にアクセスできる場合、又は本パートナーアプリケーションのユーザガイドに記載された機能を超える、本パートナーアプリケーション内の SFDC サービスの何れかにアクセスできる場合で、かつお客様が SFDC との別途の契約書に基づき当該アクセスの利用申込をしていない場合には、お客様は当該機能にアクセスせず、また利用しない

OM1.0.2 9

ことに同意するものとし、お客様による当該機能の利用、又はお客様の本パートナーがお客様に提供した形態の本パートナーアプリケーションで参照できるものを超える追加のカスタムオブジェクトを作成若しくは利用することは、本契約の重大な違反となるものとします。

(b) お客様が本パートナーアプリケーション経由で本プラットフォーム又はSFDCサービスにアクセスできる場合と雖も、本パートナーは、本パートナーアプリケーションの唯一のプロバイダであり、お客様は本パートナーとのみ契約関係を有するものとします。本パートナーが事業を停止し、その他本パートナーアプリケーションの提供を停止し、若しくはその他提供ができない場合でも、SFDCは本パートナーアプリケーションを提供する義務、又はお客様に、お客様が本パートナーに支払った料金を返金する義務を負わないものとします。

(c) お客様は、(i) お客様のユーザアカウントの下で生じる全ての活動に責任を負い、(ii) 全ての本顧客データのコンテンツについて責任を負い、(iii) 本プラットフォーム又はSFDCサービスの不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行うものとし、当該不正利用を発見したときには、速やかに本パートナー若しくはSFDCに通知するものとし、(iv) 本プラットフォーム及びSFDCサービスを利用する場合に、全ての適用ある国内又は海外の法令を遵守するものとします。

(d) お客様は、本プラットフォーム及びSFDCサービスを、お客様の内部事業目的のためにのみ利用するものとし、以下のことを行わないものとします。(i) 本プラットフォーム又はSFDCサービスを、ライセンス、サブライセンス、販売、再販、賃貸、リース、移転、譲渡、頒布、タイムシェアリング若しくはその他商業上の利用、又は本ユーザ以外の第三者に対して、若しくはその他このSFDCサービス契約で規定された以外の方法で提供すること (ii) 適用ある法令に違反してスパム又はその他の反復メッセージ若しくは迷惑メールを送信すること (iii) 児童に対して有害なもの及び第三者のプライバシーの権利を侵害するものを含め、第三者の権利を侵害するもの、猥褻なもの、脅迫的なもの、第三者の名誉を毀損するもの、その他違法若しくは不法なものを送付し又は保存すること、(iv) ウィルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬、又はその他の有害若しくは悪意のあるコード、ファイル、スクリプト、エージェント若しくはプログラムを送信又は保存すること (v) 本プラットフォーム又はSFDCサービス又はそれらに含まれるデータの完全性又は性能を妨害し、又は混乱させること、又は(vi) 本プラットフォーム又はSFDCサービス、又はそれらに関連するシステム若しくはネットワークに対する不正なアクセスを試みること。

(e) お客様は、以下のことを行わないものとします。(i) 本プラットフォーム又はSFDCサービスを改変、複製し、又はそれらに基づく派生物を作成すること (ii) 本プラットフォーム又はSFDCサービスの一部を構成するコンテンツをフレーム又はミラーすること。但し、お客様自身のイントラネット上、又はその他お客様自身の内部事業目的の場合は除きます。(iii) 本プラットフォーム又はSFDCサービスをリバースエンジニアリングすること (iv) 以下の目的のために本プラットフォーム又はSFDCサービスにアクセスすること (a) 競合する製品若しくはサービスの開発 (b) 本プラットフォーム又はSFDCサービスのアイデア、特徴、機能若しくはグラフィックスの複製。

2. サードパーティプロバイダ

本パートナー及びその他のサードパーティのプロバイダ(SFDC のウェブサイト内に掲載されている場合があり、AppExchange アプリケーションのプロバイダが含まれる)は、本プラットフォーム又は SFDC サービス及び本パートナーアプリケーションに関する製品及びサービスを提供します。当該製品及びサービスには、例えば、本プラットフォーム又は SFDC サービス及び本パートナーアプリケーションとの間のデータ交換や本プラットフォーム又は SFDC サービスのアプリケーション・プログラミング・インターフェイスの利用を通じた、本プラットフォーム、SFDC サービス及び本パートナーアプリケーションのユーザーインターフェイス内での追加的機能の提供などの、お客様の本プラットフォーム、SFDC サービス及び本パートナーアプリケーション(オフラインとオンラインを含む)の利用に関連する導入、カスタマイズ及びその他コンサルティングサービスが含まれます。SFDCは、そのような製品若しくはサービスにつきSFDCが「認証した」「承認した」若しくはその他の指定をしているか否かに拘わらず、当該サードパーティのプロバイダ又はそれら

OM1.0.2 10

の製品若しくはサービス(本パートナーアプリケーション又は本パートナーのその他の製品若しくはサービスが含まれるがそれらに限定されない)について、保証しません。お客様とサードパーティプロバイダとの間のデータ交換又はその他の相互関係(本パートナーアプリケーションを含むがそれに限定されない)及びお客様による当該サードパーティプロバイダの提供する製品若しくはサービス(本パートナーアプリケーションを含むがそれに限定されない)の購入は、お客様と当該サードパーティプロバイダとの間だけのものです。さらに、SFDC又は本パートナーは、随時、一定の追加的な機能(本プラットフォーム又はSFDCサービスの一部と定義されていないもの)を、追加料金によって、パススルー又はOEMベースで、お客様による当該追加機能の別途の購入に関連して、ライセンサーが指定し、お客様が同意した条件に従って、お客様に提供する場合があります。お客様による当該追加機能の利用は、かかる条件に準拠するものとし、当該条件がこのSFDCサービス契約と相違する場合には当該条件が優先するものとしします。

3. 財産権

本契約に基づき明示的に許諾された限定的な権利を条件として、SFDCは本プラットフォーム及びSFDCサービスに関する全ての権利及び利益(全ての関連する知的財産権を含む)を留保します。SFDCは、このSFDCサービス契約に明示的に規定される場合を除き、本契約に基づき、お客様に如何なる権利も許諾するものではありません。本プラットフォーム及びSFDCサービスはSFDCの秘密情報とみなされ、お客様はこのSFDCサービス契約で許諾される場合を除き、それを利用せず、また如何なる第三者に対しても開示しないこととします。

4. 開示の強制

お客様又はSFDCの何れかが、法令により秘密情報の開示を強制される場合には、相手方に、当該開示の強制について事前の通知を行うものとし(法的に許容される限度で)、相手方が開示に異議を唱えることを望む場合には、相手方の費用で、合理的な援助を与えるものとしします。

5. 提案

お客様は、SFDCが、お客様又はお客様の本ユーザが、本プラットフォーム及びSFDCサービスの運用に関して提供するすべての提案、改善の要請、提言又はその他のフィードバックを利用し、又はSFDCの製品又はサービスに組み込むことができる、無償、全世界的、譲渡可能、サブライセンス可、取消不能の永続的ライセンスを有することに同意することとします。

6. 終了

お客様の本プラットフォーム及びSFDCサービスの利用は、以下の何れかの事由により、通知することによって直ちに終了又は中止できるものとしします。(a) お客様又は何れかの本ユーザによるこのSFDCサービス契約の違反 (b) 本パートナーが本プラットフォームを本パートナーアプリケーションの一部として提供している、本パートナーとSFDCとの契約の解約又は満了 (c) 本パートナーによる、SFDCがお客様に、SFDCサービス契約に関連して提供しているサブスクリプションに関するSFDCに対する義務の違反。

7. サブスクリプションの解約不能

本プラットフォーム及びSFDCサービスのサブスクリプションは、サブスクリプションの期間中は解約不能です。但し、お客様の本パートナーとの契約に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

8. データ容量

本プラットフォーム及びSFDCサービスには、サブスクリプション毎に無償で提供される一定の累計量の記憶容量が含まれています。具体的な情報についてはお客様の本パートナーにご連絡ください。本パートナーから追加の記憶容量をご購入頂くことができます。

9. 保証の否認

SFDC は、本プラットフォーム、SFDC サービス及び本パートナーアプリケーションに関するものが含まれるが、それに限定されず、明示的であるか黙示的であるか、法令に基づくものか否かを問わず、如何なる保証も行ないません。SFDC は、本パートナーアプリケーションの信頼性、適時性、品質、適合性、可用性、完全性に関する如何なる表明又

OM1.0.2 11

は保証も行いません。SFDCは、以下の表明又は保証を行いません。(A)本パートナーアプリケーションが利用可能、安全、適時、中断せず、エラーがなく又はSFDCサービス若しくはその他のアプリケーション、ソフトウェア、システム若しくはデータとの組み合わせにおいて稼動すること (B) 本パートナーアプリケーション、本プラットフォーム又はSFDCサービスがお客様の要件又は期待に合致していること (C) 本パートナーアプリケーションを利用して保存されたデータが正確、信頼でき又は安全であること (D) 本パートナーアプリケーション、本プラットフォーム又はSFDCサービスのエラー又は欠陥が修正されること (E) 本パートナーアプリケーション又は本パートナーが本パートナーアプリケーションを利用させるために使用するシステムにウィルス又は有害なコンポーネントがないこと。本プラットフォーム及びSFDCサービスは厳密に「現状有姿」ベースで提供される。法令で許される最大限において、SFDCは、明示的か黙示的か、法令又はそれ以外に基づくものであるかを問わず、本パートナーアプリケーション及び本サービスに関して、全ての条件、表明及び保証を否認し、当該否認は、商品性、特定目的への適合性、第三者の権利の非侵害についてのものを含みますが、そのみに限定されません。

10. 免責

SFDCは、お客様又は本ユーザに対して、如何なる損害についても責任を負わないものとします。当該損害には直接、間接、特別、偶発的、懲罰的又は派生的損害、又は逸失利益に基づく損害が含まれるがそれらに限定されないものとし、当該免責は、原因の如何を問わず、契約、不法行為又は如何なる責任の理論に基づく場合でも、またお客様が当該損害の可能性を告げられていた場合でも適用されるものとします。

11. 追加の連絡

SFDCは、お客様に新規のSFDCサービスの機能及び提案に関して連絡することができます。

12. Googleのプログラム及びサービス

Googleのプログラム及びサービスと相互運用する本プラットフォーム又はSFDCサービスの機能は、該当するGoogleのアプリケーションプログラムインターフェイス(以下「API」という)及びSFDCサービス及び本プラットフォームと共に利用するための該当するGoogleのアプリケーションが継続的に利用可能であることを前提としています。Google, Inc.が、当該API又はプログラムを、合理的な条件に基づきSFDCに提供することを中止する場合、SFDCは当該機能の提供を中止できるものとし、お客様又は本パートナーは、当該提供の中止により、如何なる返金、減額又はその他の補償を受ける権利も取得しないものとします。

13. 第三受益者

SFDCは、このSFDCサービス契約に関してのみ、お客様と本パートナーとの間の契約の第三受益者となるものとします。